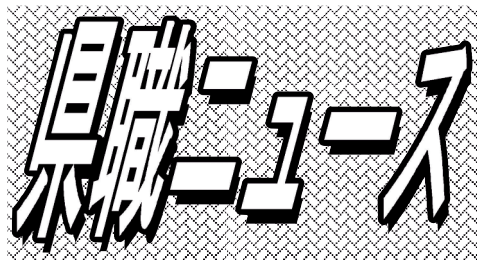


(回覧用は5人に1枚の割合で配付しています。)

回覧									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--



2015年12月18日

No.1603

2015賃金確定
12月15日知事交渉

発行所
名古屋市中区三の丸3-2-1
愛知県東大手庁舎4階
愛知県職員組合
www.aichikenshoku.gr.jp
honbu@aichikenshoku.gr.jp
代表 052-951-4036
FAX 0120-930-340
財政部 052-212-8034
組織部 052-212-8032
政策部 052-212-8033

最終回答 組合

人事委員会の報告・勧告を踏まえ給与改定実施 今年度内の確実な差額支給を求める

2015賃金確定闘争は、国家公務員の給与改定が進まず、国から「国に先行して給与改定を決定しないこと」と、事実上の圧力を受ける異例の状況となりましたが、組合は、一貫して、県の独自判断を求め、交渉を継続してきました。

12月4日に、政府の給与関係閣僚会議で、人事院勧告の取り扱いに対する方針が出されたことを踏まえ、12月9日に人事局長交渉、同15日に知事交渉を行い、人事委員会の勧告どおり、

4月に遡及し、給与改定を実施するなどの、最終回答を受け取りました。

知事交渉を受けた本部闘争委員会では、知事の最終回答に対し、年内差額支給は図れなかったものの、勧告を完全実施させるなど、賃金確定闘争の到達点として受け入れざるを得ないことを確認しました。

(知事交渉経過、本部闘争委員会判断一裏面参照)

給与改定等について (平成27年12月15日 知事交渉最終回答：組合にて加工)

- 1 給与改定については、人事委員会の報告・勧告を踏まえ、次のとおり実施することとしたい。

項目	改定内容	改定時期															
1 給料表	人事委員会が勧告した給料表に改定 (※平均0.4%引き上げ)	27.4.1															
2 地域手当	(1) 平成27年度の支給割合について、県内の公署に勤務する職員は8.9%に、県外の公署に勤務する職員及び医師・歯科医師である職員は国に準じて改定 (※現行8.5%) (2) 平成28年度の支給割合について、県内の公署に勤務する職員は9.3%に、県外の公署に勤務する職員及び医師・歯科医師である職員は国に準じて改定	27.4.1 28.4.1															
3 初任給調整手当	国に準じて改定	27.4.1															
4 単身赴任手当	国に準じて改定 (※基礎額：26,000→30,000円。加算の限度額：58,000→70,000円)	28.4.1															
5 勤勉手当	<table><tr><th></th><th>6月期</th><th>12月期</th></tr><tr><td>27年度</td><td>期末手当 1.225月 (支給済)</td><td>1.375月 (改定なし)</td></tr><tr><td></td><td>勤勉手当 0.75月 (支給済)</td><td>0.85月 (現行0.75月)</td></tr><tr><td>28年度</td><td>期末手当 1.225月</td><td>1.375月</td></tr><tr><td></td><td>勤勉手当 0.80月</td><td>0.80月</td></tr></table> ◆ 再任用職員の勤勉手当 (27年12月期) 0.35月→0.4月 (28年度以降 6月期・12月期) 0.375月		6月期	12月期	27年度	期末手当 1.225月 (支給済)	1.375月 (改定なし)		勤勉手当 0.75月 (支給済)	0.85月 (現行0.75月)	28年度	期末手当 1.225月	1.375月		勤勉手当 0.80月	0.80月	27.12.1
	6月期	12月期															
27年度	期末手当 1.225月 (支給済)	1.375月 (改定なし)															
	勤勉手当 0.75月 (支給済)	0.85月 (現行0.75月)															
28年度	期末手当 1.225月	1.375月															
	勤勉手当 0.80月	0.80月															

- 2 再任用職員の給与については、国に準じた制度としていところであり、人事院において、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくとしていることから、国の動向を注視していきたい。

- 3 フレックスタイム制については、国における実施状況及び他県の動向を注視しながら、検討を進めることとしており、その段階からよく話し合っていくきたい。

◆ 平成27年度の給与改定等の内容

1 給料表

【改定時期】平成27年4月1日 (遡及改定)

【改定内容】

人事委員会が勧告した給料表に改定

<給料表改定：コメント>

給料月額を平均0.4%引き上げます。

若年層を中心に引き上げる一方、高齢層職員や再任用職員についても改定を行います。

※ 各給料表については、順次、組合ホームページに掲載します。

2 地域手当

【地域手当の引き上げ推移】

①平成27年度 (現行) = 8.5%



②平成27年度 (勧告) = 8.9% (遡及改定)



③平成28年度 = 9.3%



④平成29年度 = 未定



⑤平成30年4月 = 10.5% (制度完成)

3 期末・勤勉手当

【改定時期】平成27年12月1日

(遡及改定)

【改定内容】 年間の支給月数を引き上げ

4.10月 → 4.20月 (+0.1月)

・平成27年度：12月期の勤勉手当

0.85月 (+0.1月)

・平成28年度以降：6月期及び12月期の勤勉手当

0.80月 (+0.05月)

			6月期	12月期	小計	合計
一般職員	27年度	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月	4.10月 ↓ 4.20月
		勤勉手当	0.75月	0.75月 ↓ 0.85月	1.50月 ↓ 1.60月	
	28年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月	4.20月
		勤勉手当	0.80月	0.80月	1.60月	
再任用職員	27年度	期末手当	0.65月	0.80月	1.45月	2.15月 ↓ 2.20月
		勤勉手当	0.35月	0.35月 ↓ 0.40月	0.70月 ↓ 0.75月	
	28年度以降	期末手当	0.65月	0.80月	1.45月	2.20月
		勤勉手当	0.375月	0.375月	0.75月	

<地域手当：コメント>

本年4月から、給料表水準を引き下げ (平均▲3.5%)、その引き下げ分を原資として地域手当を平成30年4月までに段階的に10.5%まで引き上げる「給与制度の総合的見直し」が、実施されています。

本県の地域手当は、今年度8.5%の一律支給となっていますが、今勧告を踏まえ、公民較差を解消する手法として、県内の公署に勤務する職員の支給割合を本年4月に遡及して0.4%引き上げ、8.9%に改定し、平成28年4月の支給割合について、9.3%に改定します。

<期末・勤勉手当：コメント>

一時金について、組合は、引き上げ分を期末手当に配分するよう要求し、交渉を行ってきましたが、当局は、1) 人事委員会の調査でも、民間より査定給の比率が低い、2) 職員のモチベーション向上——の観点から、勤勉手当に配分することとしました。

平成28年3月下旬頃に予定されている差額支給時に、引き上げ分が支給されることとなります。

(裏面へ続く)

差額支給は平成28年3月下旬予定

知事最終回答を踏まえ、平成27年4月に遡及して給料表、地域手当が改定され、平成27年12月期の勤勉手当の支給月数が引き上げ (+0.1月分) られます。

遡及改定に伴う差額は、2月議会での給与条例改正を経て、平成28年3月下旬頃に支給される予定です。

組合は、引き続き、確実に今年度内に差額支給が図られるよう求めています。



4 その他

1) 初任給調整手当

【改定時期】平成27年4月1日
(溯及改定)

【改定内容】国に準じて改定。

2) 単身赴任手当

【改定時期】平成28年4月1日
【改定内容】国に準じて改定。

- ・基礎額：26,000円→30,000円
- ・加算の限度額：58,000円→70,000円

3) フレックスタイム制

人事院が勧告したフレックスタイム制については、当局から、組合の要求どおり「検討段階からよく話し合っていきたい」との回答を引き出しました。

12月15日知事交渉

知事「職員の思いや

勧告内容、国の取扱いを総合的に判断」

大村知事は、回答にあたり「今年度の給与改定等の取扱いについて、例年と異なり、臨時国会の見送りに伴い、国の改定方針の決定が遅れたことから、回答がこの時期になったが、職員の思いとともに、人事委員会勧告の内容や、国の取扱いなどを総合的に判断し、本日の回答とした。

今後、国の給与改定法案の上程を見極め、2月議会に給与条例改正案を提案できるよう、準備を進めるので、是非とも理解をいただきたい」としました。



4) 55歳を超える職員の実質昇給停止

継続協議となっていた55歳を超える職員の実質昇給停止について、今年度の賃金確定交渉の課題にさせませんでした。

5) 再任用職員の給与等

再任用職員の給与水準・諸手当の改善について、最終交渉まで、一貫して主張してきました。

しかし当局は、「再任用職員の給与については、国に準じた制度としているところであり、人事院において、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととしていることから、国の動向を注視していきたい」とし、給料表について、公民較差の範囲での改善に留まりました。

組合「組合主張を十分検討した結果として真摯に受け止める」

守山委員長は、回答を受け取り「今年の人事委員会勧告は、2年連続で、月例給、一時金の支給月数引き上げなど組合員の生活改善につながるものであったが、臨時国会が開催されず国家公務員の給与改定方針が示されないことにより、愛知県も例外ではなく全国の地方自治体で給与改定が決定できない、という異例の状況での交渉となり、残念である。

組合は、本日の最終回答により、人事委員会勧告を完全実施すること、月例給・一時金および諸手当の改善が認められたこと、国が4月から実施するフレックスタイム制について組合としっかり協議する姿勢、を確認した。

本日の回答は、組合の主張を十分検討した結果であるとして、真摯に受け止め、組合に持ち帰って組織判断をさせていたが、組合員が期待する『差額支給』を、今年度内に、確実に支給するよう希望する」としました。

本部闘争委員会判断



【賃金確定】

- ・人事委員会勧告を完全実施させるものの、「年内差額支給」は図れず
- ・今後、年度内の確実な「差額支給」を求めていく

【総合要求】

- ・改善姿勢を示した要求項目について、具体的な話し合いを進めていく

＜2015賃金確定闘争の経過＞

- ① 2015賃金確定闘争は、国において、通常、秋に開会される臨時国会が開催されず、国家公務員の給与法が改正されない中で、地方自治体が、「国に先行して給与改定を決定しないこと」とした、国からの圧力を受ける異例の状況で交渉を進めることとなった。
- ② 当局は、2年連続で、月例給、一時金ともに引き上げるとした人事委員会勧告の取り扱いについて、県の独自判断を主張した組合に対し、「国から人事院勧告どおり実施すると改定方針が示された場合は、人事委員会の報告・勧告を踏まえ実施する」とし、国家公務員の給与改正が進んでいないことを根拠とし、「最終決断はできない」として交渉中断を提案した。

組合は、本部闘争委員会の意見を踏まえ、中断して国の動向を、ただ待つのではなく、引き続き、県の独自措置などを求め、継続交渉とさせたが、11月19日の交渉においても、当局の国の決定を待つ姿勢は変わらなかった。

そして、12月4日の給与関係閣僚会議で、国が人事院勧告の取り扱いに対する方針を出したことを踏まえ、12月9日に人事局長交渉、同15日に知事交渉を行った。

※ 県職ニュースNo. 1518、1519、1520を参照して下さい（組合ホームページに掲載しています）。

＜2015賃金確定闘争及び総合要求の到達点＞

- ① 12月15日の知事交渉では、以下を最終回答として確認した。
 - 1) 27年度の給与改定の取り扱いについて、人事委員会勧告どおり、4月に適及し、プラス較差2,279円(0.59%)の解消を図らせた。しかし、「国の決定を待つ」姿勢を崩せず、年内差額支給はかなわなかった。
 - また、一時金について、支給月数(0.1月)の引き上げを図らせたが、人事委員会勧告どおりとし、勤勉手当に配分された。
 - 2) 単身赴任手当の基礎額及び加算限度額、医師、歯科医師等に係る初任給調整手当引き上げを図らせた。
 - 3) 人事院が勧告したフレックスタイム制について、導入の検討段階から組合と話し合うとさせた。
 - 4) 再任用職員の給与水準・諸手当の改善で、給料表について、公民較差の範囲での改善に留まることとなった。
 - 5) 継続協議となっていた55歳を超える職員の実質昇給停止について、今年度の賃金確定交渉の課題とさせなかった。

- ② 賃金確定と併せて交渉を進めた「2015総合要求」について、改善を図るとともに、確認を行った。

※ 総合要求の改善内容等の詳細については、第84回県職定期大会当日配布報告、県職ニュースNo.1601を参照して下さい。

＜2015賃金確定闘争及び総合要求に係る判断＞

① 賃金確定闘争

地方公務員の給与は、地方自治体が自主的、主体的に決定するものであり、国に追従して給与改定の決着を先送りし、組合が求めた「年内差額支給」が図られなかったことは、不満の残るものと言わざるを得ない。

しかし、勧告を完全実施させ、高齢層職員や再任用職員も含め、全体の給料表を改定し、今年4月から実施の「給与制度の総合の見直し」により、行（一）ベースで、半数以上の職員が現給保障を受けている状況の中、地域手当の引き上げなどで、職員全体の給与改善を図らせることができた。

また、55歳を超える職員の実質昇給停止について、今確定交渉の課題とさせなかったことや、フレックスタイム制について、導入の検討段階から、組合としっかり協議する姿勢を示させたことは、一定の成果である。

② 総合要求

総合要求では、総合要求に照らし、総じて厳しい回答であったものの、時差勤務の指定単位の弾力的取り扱いや、希望者検診等の拡充など、改善回答を引き出すとともに、継続課題となっている、週休日、勤務時間外における緊急電話対応について、早急に交渉し、対応することとした。

2015賃金確定闘争は、人事委員会勧告を完全実施させるものの、給与改定の決着が先送りとなり、年内差額支給が図られず、総合要求も、総じて厳しい内容であった。その中であっても、組合主張を一定認めさせ、これから当局から引き出した最終回答は、署名行動や決起集会など、組合員が参加し闘った最大の到達点であり、これ以上の進展は見込めないと判断し、闘争を収束して受け入れざるを得ないと判断する。

＜今後の取り組み＞

- ① 組合は、知事の最終回答を踏まえ、一日も早く、組合員が期待する「差額支給」を年度内に確実に行うよう求めていく。

また、総合要求で、改善姿勢を示した内容について、組合員のモチベーション確保の観点から、実現に向け、当局と具体的な話し合いを進めていく。

特に、別途話し合いを進めている、週休日、勤務時間外における緊急電話対応について、時間外勤務手当の支給に向け、早急に交渉し、対応を図ることを求めていく。
- ② 退職手当の引き下げや、給与制度の総合の見直しに係る給料表水準引き下げなど、「国に準拠」した制度改善がされている。今後、継続交渉となっている55歳超の職員の実質昇給停止や、配偶者に係る扶養手当について、単に国に追従した見直しとならないよう、本県の実情を踏まえ、取り組みを進めていく。

本部闘争委員会は、引き続き、組合員の賃金・労働条件の改善、要求実現に向けて、今後の闘争に組合員の一層の結集を呼びかけるものである。